

屋外広告物条例の制定について

条例制定の趣旨

北広島市内に表示される看板などの広告物は、良好な景観の形成又は風致（自然美）の維持、公衆に対する危害の防止を目的に制定された屋外広告物法に基づく北海道屋外広告物条例（以下、道条例という。）で、その表示する大きさ等について、一律的な基準により良好な広告景観が整備・誘導されてきました。

しかし、北海道ボールパークFビレッジ（以下、Fビレッジという。）は、本市の都市計画において、都市計画施設である公園（運動公園）（以下、都市計画公園という。）と位置づけられていることから、道条例の適用上、一部の例外を除き広告物の表示が禁止される場所となっています。

一方、Fビレッジ及びその周辺地域では、官民連携によるボールパークの整備に伴う、新たな観光資源の創出やビジネスの拡大、豊かなライフスタイルの提供などといった「ボールパーク構想」を推進することとしており、市内外から訪れる人々に対し、見やすく分かりやすい、良好な広告景観の整備が必要となっています。

このことから、Fビレッジ及びその周辺地域において、きめ細かな広告景観の形成を市が主体的に行っていくため、北広島市独自の屋外広告物条例を制定します。

屋外広告物条例案の骨子

北広島市域は、これまで道条例の適用を受けた中で良好な広告景観が整備されてきました。このことから、市の独自条例においても、道条例の規制基準を基本にしながら、Fビレッジ及び周辺地域の必要最小限の範囲を条例適用区域とし、都市計画公園内に看板などの広告物を表示できるよう必要最低限の規制緩和を行います。

1章 総則

(1) 屋外広告物条例の目的について

この条例は、良好な景観の形成や風致の維持、又は、公衆に対する危害の防止を目的とし、屋外広告物について必要な規制を行う旨を規定します。

(参考1) 屋外広告物法の目的

屋外広告物法の目的は、第1条で次のように規定されています。

- ① 良好な景観の形成又は風致の維持
広告物が地域の景観に調和していること、風致（自然美）を害していないこと
- ② 公衆に対する危害の防止
広告物が倒壊等による直接的な危害の恐れがないこと、道路の見通しや信号機の妨害をしていないこと

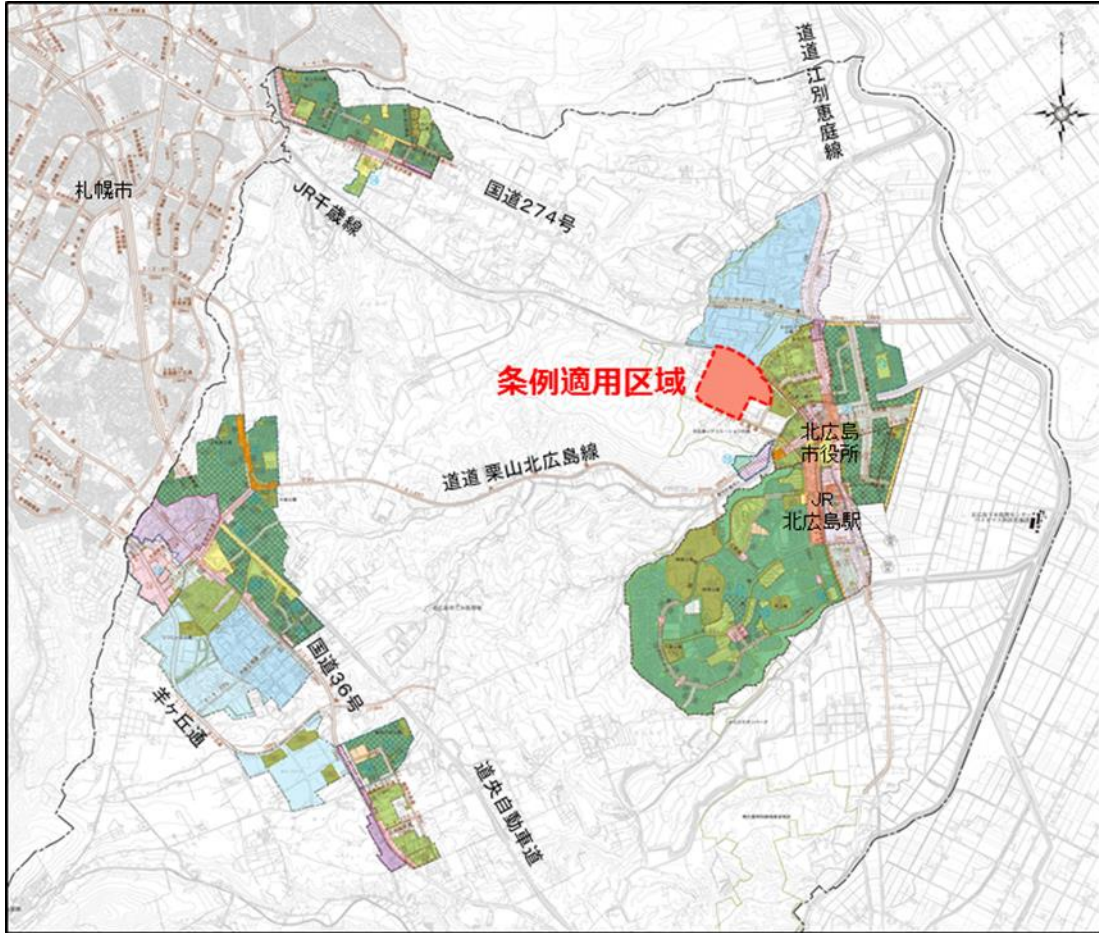
(参考2) 屋外広告物とは

屋外広告物法（以下法という。）第2条第1項では、次の要件を全て満たすものと定義されています。

- ① 常時又は一定の期間継続して
- ② 屋外で
- ③ 公衆に表示されるものであって
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの

(2) 条例の適用区域について

Fビレッジ及び周辺地域について、必要最小限の範囲を条例の適用区域とします。



条例適用区域
(商業地域)

北海道ボールパークFビレッジ
(都市計画公園)

(3) 広告物のあり方について

広告物又は広告物を掲出する物件（以下、広告物等という。）は、良好な景観や風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならぬ旨を規定します。

2章 広告物等の表示の制限及び許可

(1) 禁止物件について

広告物等を表示してはならない物件を規定します。

(例)

街路樹、路傍樹、銅像、記念碑、橋りょう、分離帯、照明灯、道路標識、歩道柵、消火栓、郵便差出箱、公衆電話ボックス、変圧塔、電柱、消火栓標識など

(2) 禁止広告物について

形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が、良好な景観又は風致を害するおそれのある広告物等や公衆に対し、危害を及ぼすおそれのある広告物等は表示してはならない旨を規定します。

(3) 許可等について

条例の適用区域内に広告物等を表示しようとする場合は、市長の許可（後述する変更や継続の許可の場合を含む。以下この項目説明内において同じ。）を受けなければならない旨を規定します。なお、この許可について、広告物等の種類ごとに定める規格に適合しなければならない旨を規定します。

また、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止の観点から、市長は許可にあたり、必要な条件を附することができる旨を規定するとともに、条件を附して許可する場合、必要があるときは、屋外広告物審議会（詳細は後述）の意見を聴くことができる旨を規定します。

(4) 許可の有効期間について

この条例に基づく広告物等の表示に係る市長の許可について、有効期間を規定します。

(5) 手数料について

広告物の種類ごとに、又は表示する面積に応じた、許可申請手数料の額を規定します。

(6) 変更及び継続の許可について

この条例による許可を受けた後、その許可の内容に変更を加え、又はその広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、更に許可を受けなければならない旨を規定します。

また、許可の有効期間の満了後、更に継続して広告物等を表示しようとするときにも、更に許可を受けなければならない旨を規定します。

(7) 許可の表示について

この条例による許可等を受けた者は、広告物等に許可等の押印又証票を貼付しなければならない旨を規定します。

(8) 適用除外となる広告物について

市長の許可を受けなくても表示することができる広告物等を規定します。

(例)

- ・ 選挙ポスターや道路標識など他の法令の規定により表示されるもの
- ・ 国や地方公共団体、公共的団体が公共的な目的で表示するもの
- ・ 自己の事務所や営業所に自己の事業もしくは営業の所在・名称等、又は販売する商品名等を表示するもの
- ・ 自己の管理する土地等に管理上必要があって表示するもの
- ・ 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物を表示するために、当該会場の敷地内に表示し、又は設置するもの
- ・ 祭礼その他慣例上やむをえないもの
- ・ 営利を目的としないはり紙、はり札等
- ・ 表示の期間が5日以内のはり紙、はり札等
- ・ 公益を目的とする行事や催物等のために表示するプロジェクションマッピング等で公益性があるもの など

3章 管理、監督等**(1) 管理及び除却の義務について**

この条例の許可に係る広告物等を表示する者は（以下、表示者という。）、広告物等に関して補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない旨を規定します。また、表示の許可の有効期間が満了したとき、又は広告目的を完了したときは、広告物を自ら除却しなければならない旨を規定します。

表示者に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない旨を規定します。

(2) 管理者の設置について

この条例の許可に係る広告物等を表示するときであって、一定規模を超える固定広告物（※1）を表示するときは、当該広告物の管理者を置かなければならない旨を規定します。

- ※1 固定広告物 地上広告物（※2）、屋上広告物（※3）及び壁面広告物（※4）
- ※2 地上広告物 耐久性のある材料で、土地に固定されたもの
- ※3 屋上広告物 屋上又は屋上の工作物に取り付けられたもの
- ※4 壁面広告物 壁面に表示されたもの（壁面から突き出した広告を含む）

(3) 点検の義務について

広告物等の表示者又は管理者は、広告物等の損傷、腐食その他の劣化の状況を定期的に点検しなければならない旨、及び点検結果は市長に報告しなければならない旨を規定します。また、一定規模を超える固定広告物の点検を行う場合は、屋外広告物法に規定する屋外広告士、又はこれと同等以上の知識を有する者に点検を行わせなければならない旨を規定します。

(4) 報告及び立入検査について

市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等の表示者から報告させ、又は市の職員に広告物等がある土地や建物に、立入検査をさせることができる旨を規定します。

(5) 違反に対する措置について

条例の規定による許可を受けた広告物等が、良好な景観若しくは風致を害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、又は許可申請書に虚偽の記載があったときは、市長は、その許可を取り消し、又はその表示者又は管理者に対し、当該広告物等の表示の停止を命じ、若しくは相当の期限を定め、その改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる旨を規定します。

また、その表示者又は管理者を確知することができない場合においては、市長が自らその広告物等を移転し、又は除却する等必要な措置をとることができる旨等を規定します。

(6) 除却した広告物等の保管、売却又は廃棄について

除却した広告物等を保管した場合の公示事項や公示方法、売却しようとする場合のその広告物の評価の方法、売却等の手続き、広告物等をその所有者等に返還する場合の手続きについて規定します。

4章 諮問

諮問事項について

市長が、この条例における許可基準を定め、又は変更しようとするとき、及び良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止の観点から、条件を附して許可をするときには、屋外広告物審議会（詳細は後述）に意見を聴かなければならない旨を規定します。

5章 北広島市屋外広告物審議会

屋外広告物審議会について

屋外広告物に関する重要事項を調査審議するために、屋外広告物審議会を置くことを規定します。また、審議会の組織や委員の任期、運営等に関して必要な事項を規定します。

6章 雑則

告示や委任について

「2章（1）禁止物件について」で例示した禁止物件に加えて、市長が別に禁止物件を指定した場合は、その旨を告示しなければならない旨を規定します。また、この条例の施行に関して必要な事項を規則で定める旨を規定します。

7章 罰則

罰則について

この条例に違反した場合には、刑罰又は過料に処すことを規定します。

附則

経過措置について

現に道条例の規定により適法に表示されている広告物等で、この条例の施行に際し、この条例の規定や条例に基づく規則で定める許可基準に適合しないこととなるものについては、これらを改造し、移転し、又は表示の変更をするときまでは、適法に表示されているものとして取り扱う旨を規定します。

また、この条例の施行の日より前に道条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす旨を規定します。

今後のスケジュール

- ・ 令和4年3月下旬 公布
- ・ 6月上旬 施行